

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

本県の鳥獣保護管理事業を計画的に実施するため「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条の規定により、環境大臣が定める「基本指針」（H28.10.11告示）に基づき、第12次鳥獣保護管理事業計画を策定する。

1 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで 5年間

2 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

- ①鳥獣保護区の指定 第11次に引き続き、既指定の47箇所（32,752ha）を指定
- ②特別保護地区の指定 第11次に引き続き、既指定の14箇所（1,319ha）を指定

3 放鳥獣に関する事項

第11次に引き続き、狩猟鳥獣の増加を図るため、キジの放鳥を実施

4 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

第11次と同様の許可基準（許可対象者、鳥獣の種類、期間、区域等）で実施

5 特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域に関する事項

第11次に引き続き、特定猟具使用禁止区域として既指定の66箇所（27,613ha）を指定

6 特定計画の作成に関する事項

- ①第11次に引き続き、下記の獣種について「第一種特定鳥獣保護計画」を作成
 - ・ツキノワグマ（第2期 平成29年4月1日～平成34年3月31日）作成
- ②第11次に引き続き、下記の3つの獣種について「第二種特定鳥獣管理計画」を作成、継続する。
 - ・ニホンジカ（第4期 平成29年4月1日～平成34年3月31日）作成
 - ・イノシシ（第2期 平成29年4月1日～平成34年3月31日）作成
 - ・ニホンザル（平成27年11月1日～平成32年3月31日）継続

7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

継続的な生息状況の把握のため、引き続き、ツキノワグマ、ニホンジカ等の生息数調査を実施

8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

- ①第11次に引き続き、鳥獣保護管理員（25人）を設置しパトロールを実施
- ②鳥獣の保護管理の担い手として、地域住民への被害防止対策の普及等を行う人材の育成および確保を図るため、第11次に引き続き研修等を実施

9 その他

- ①傷病鳥獣救護の基本的な対応
 - ・第11次に引き続き、福井県獣医師会やボランティア等との連携のもとで、より効果的かつ効率的に実施
 - ・生物多様性の観点から優先順位を勘案して救護する。
- ②安易な餌付けの防止
 - ・野生鳥獣への安易な餌付けは、人身被害や農作物被害等の誘引にも繋がることから第11次に引き続き、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発に努める。
- ③人獣共通感染症の対応
 - ・国の指針に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の、人と動物の共通感染症への適切な対応を実施
- ④鳥獣の保護管理についての普及
 - ・第11次に引き続き、愛鳥週間ポスターの募集や自然観察会の実施により、鳥獣の保護および管理の普及を図る。